

令和4年度三重県歳入歳出決算審査意見書

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 概要説明

令和5年10月

三重県監査委員

# 令和4年度三重県歳入歳出決算審査意見書 概要説明

令和4年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る10月11日付けで、三重県知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

## 第1 審査の概要（意見書 1頁）

### 1 審査の対象（意見書 1頁）

審査の対象は、令和4年度の一般会計及び11の特別会計です。

### 2 審査の着眼点及び実施内容（意見書 1頁）

知事から審査に付された決算及び関係書類について、

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 予算は議決の趣旨に沿って適正、効率的に執行されているか
- (3) 会計事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

を、関係諸帳票、その他証拠書類などと照合精査するとともに、関係部局等から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果も参考に、慎重に審査を行いました。

## 第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

### 1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行（意見書 2頁）

令和4年度歳入歳出決算は、関係諸帳票、その他証拠書類などと照合し、審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、財務に関する事務の執行についても、意見書で留意又は改善を要するとしたものを除き、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

## **2 決算の状況（意見書 2 頁）**

### **(1) 決算規模及び収支状況（意見書 2 頁）**

令和4年度の一般会計の決算の状況については、単年度収支は赤字となっていますが、形式収支、実質収支及び実質単年度収支は黒字となっています。

特別会計の決算の状況については、単年度収支は赤字となっていますが、形式収支及び実質収支は、黒字となっています。

### **(2) 歳入歳出決算額の前年度比較（意見書 4 頁）**

一般会計の歳入は、事業税の増などにより県税が増加したほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増などにより国庫支出金が増加しています。

一方、臨時財政対策債の減などにより県債が減少したほか、地方交付税が減少しています。

歳出は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う防疫対策費の増などにより衛生費が増加したほか、諸支出金が増加しています。

一方、県債管理特別会計繰出金の皆減などにより総務費が減少したほか、商工費が減少しています。

また、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、94.3%となり、前年度に比べて6.9ポイント悪化し、公債費の大きさを財政規模に対する割合で示す指標である実質公債費比率は、12.1%となり、前年度に比べて0.1ポイント悪化しています。

### **3 審査の意見（意見書 6頁）**

#### **(1) 行財政運営全般（意見書 6頁）**

財政指標については、前年度（令和3年度）が例年になく地方交付税の追加交付などの要因で大きく改善した反動により経常収支比率と実質公債費比率はいずれも前年度より悪化した中で、令和2年度との比較ではいずれも改善しているなど改善傾向を維持していますが、中長期的には高い水準で推移しています。

また、県税収入は増加傾向にありますが、原油価格や物価の高騰などが県内経済に与える影響について注視する必要があることや高齢化の進展に伴い社会保障関係経費は今後も高い水準で推移することが見込まれるなど、今後の財政状況については先行きが見通せないものもあり、慎重な財政運営を継続する必要があります。

県では「みえ元気プラン」の中で、限られた予算で喫緊の課題に的確に対応しつつ持続可能な行財政運営が確保できるよう県財政の基盤強化に向けた取組を進めるとしていることから、「みえ元気プラン」に掲げる施策の着実な実施により、県税収入や多様な財源の確保に取り組むとともに、県有施設の長寿命化、公債費負担の平準化などによる経常的な支出の抑制等に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたいとしています。

【以下の説明では、金額は四捨五入のうえ、万円単位で表記しています。】

## (2) 予算執行等（意見書 7頁）

「ア 収入関係」の「(7) 県税」（意見書 7頁）については、県税の収入済額は、2,810億6,342万円となっており、徴収率は99.0%と前年度に比べて0.1ポイント増加しています。

収入未済額については、26億1,540万円となり、前年度より1億2,657万円減少し、平成以降の最少額となりました。

その中で、市町が賦課徴収する個人県民税の収入未済額は、20億509万円で、県税収入未済額の76.7%を占めていることからその徴収対策が重要です。

このため、市町との連携のもと、特別徴収義務者の指定の徹底に向けて取り組んでいますが、依然として多額の収入未済があることから、市町及び関係機関と引き続き連携し、未収金対策に努められたいとしています。

また、未収金対策とともに、公平・適正な課税に向け、継続的な課税調査を実施し、主要な自主財源である県税収入の確保に努められたいとしています。

「(イ) 県税以外の収入」の「a 財源確保策」（意見書 9頁）については、「みえ元気プラン」に基づき、多様な財源確保策などにより歳入の確保を図っていますが、引き続き、あらゆる財源確保策について検討し、可能な取組から進められたいとしています。

「**ｂ 収入未済**」(意見書 9 頁)については、県税の収入未済額は減少していますが、一般会計の県税を除く収入未済額は、前年度より 4 億 9,573 万円増加しています。

これは、産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用の収入未済額が、前年度より 4 億 8,306 万円増加したことが主な要因であることから、収入未済額の減少に努めるとともに、より一層、不法投棄の未然防止に努められたいとしています。

また、収入未済の発生防止に努めるとともに、毎年度定める債権処理計画の目標達成に向け、債権管理事務及び進捗管理を適切に行い、着実な収入未済額の縮減に取り組まれたいとしています。

「**(ウ) 不納欠損**」(意見書 10 頁)については、一般会計の不納欠損額は、1 億 5,881 万円で、前年度より 4,216 万円減少しており、また、特別会計の不納欠損額は、1,773 万円で、前年度より 961 万円減少しています。

回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、引き続き債権処理計画の進捗管理及び日常の債権管理を適切に行われたいとしています。

「**(イ) 県債**」(意見書 11 頁)については、一般会計の県債発行額は、944 億 2,700 万円で、前年度より 448 億 3,800 万円減少し、歳入に対する県債の依存度は 10.1%と、前年度に比べて 4.5 ポイント減少しています。

特別会計の県債発行額は、513 億 6,200 万円で、前年度より 214 億 4,260 万円増加しています。

また、令和4年度末における一般会計と特別会計を合わせた県債残高は、前年度末から180億7,418万円減少し、1兆4,623億2,338万円となっています。

今後も、持続可能な財政運営のため、県債の発行にあたっては、必要性や将来負担を十分に検証し、適切な県債管理に努められたいとしています。

**「イ 支出関係」の「(7) 予算の不用」(意見書 13頁)**については、一般会計の不用額は、249億4,096万円で、前年度より77億3,916万円増加し、特別会計では、36億4,195万円で、前年度より8億8,539万円増加しています。一般会計と特別会計を合わせた不用額は、285億8,291万円となっています。

これらの不用額は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした補助金など、申請があった場合に予算不足が生じないように予算計上されているなどのやむを得ない事情もありますが、所要経費の見積りや事業の進捗状況を可能な限りの確に把握して予算計上されたいとしています。

**「(イ) 予算の繰越」(意見書 14頁)**については、一般会計の令和5年度への繰越額は558億2,210万円で、主に新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補正予算等が減少したため、前年度より287億4,464万円減少しました。また、特別会計は該当がありませんでした。

予算の繰越については、年度の切れ目なく実施する必要がある事業や、国の補正予算において早期着手、早期完成が求められるなど、事業や予算の性質上やむを得ない場合を除き、年度内に事業が完了する

よう、引き続き計画的かつ効率的な執行に努められたいとしています。

「(ウ) 公債費負担」(意見書 16 頁)については、一般会計の公債費は、1,160 億 1,197 万円で、前年度より 9 億 6,483 万円減少しています。

公債費は、今後も高い水準で推移することが見込まれるため、その適切な管理について留意されたいとしています。

また、県債管理基金への積立不足については、所要額を超える積立を行ったことにより減少していますが、今後の県債の償還に影響がないよう、引き続き計画的な解消に努められたいとしています。

「ウ 財産の管理等」のうち、「(7) 公有財産・物品」の「a 未利用財産」(意見書 17 頁)については、売却実績は、1 億 3,130 万円であり、今後も引き続き、未利用財産の積極的な売却や有効活用に努められたいとしています。

「b 金品亡失(損傷)」(意見書 17 頁)については、金品亡失等の発生件数は 2 年連続で増加し、前年度と比べて 22 件増の 179 件となりました。

このため、一層の注意喚起、交通安全意識の徹底及び県有財産の管理意識の向上を図るとともに、効果のあった取組事例を調査し共有するほか、発生件数の多い部局における業務内容に応じた取組を促すなど、金品亡失等の減少につながる有効な対策を講じられたいとしています。

「**㉟ 財産管理等**」(意見書 18 頁)については、道路の管理瑕疵の事例や公有(教育)財産の貸付等に係る事務手続きの不備がありましたので、適切に処理されたいとしています。

なお、物品の利活用についても、引き続き「みえ物品利活用方針」に基づき、高額物品をはじめ、物品全般の適切な取得・利活用に努められたいとしています。

「**(イ) 資金の運用**」(意見書 18 頁)については、資金運用状況は、歳計現金については、運用資金量は減少しましたが、令和 2 年度後半から行った長期運用により平均運用利回りが上昇し、運用益は前年度より 103.3%増加しました。

一方、基金については、運用資金量は増加しましたが、令和 2 年度から始まった市場公募債の償還への対応から、資金の流動性を優先して短期・中期で運用する必要があったことなどにより平均運用利回りが低下し、運用益は前年度より 3.5%減少しています。

資金については、より正確に資金の需給を把握するとともに、金融情勢を十分に分析することにより、引き続き安全かつ効率的な資金運用に努められたいとしています。

「**(ウ) 基金**」(意見書 19 頁)については、令和 4 年度末の基金残高は 1,420 億 9,809 万円で、財政調整基金の増加などにより前年度末から 204 億 1,619 万円増加しています。また、県が所有する公共施設等の長寿命化を図るための改修、更新その他総合的な管理に要する経費の財源に充てるために公共施設等総合管理推進基金を新たに設置しました。

今後とも財産の効率的・効果的な活用の観点から、各基金の設置目的

や資金需要を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、各基金がその設置目的に沿って必要な時期に活用できるよう、確実な造成に努められたいとしています。

「(エ) 財務事務」(意見書 21 頁)については、事務処理誤りによる入札中止や支払額誤りによる歳出戻入等の不適切な処理事例がありました。

これは、所属のチェック機能が不十分なことや会計規則等の理解不足に起因するミスであることから、内部統制制度を活用し、適切な事務処理が行われるよう日常的モニタリングの強化に努めるとともに、会計規則等関係法規の遵守について徹底されたいとしています。

歳入歳出決算審査意見書の概要説明は、以上です。

# 令和4年度決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 概要説明

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、去る10月11日付けで、三重県知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

## 第1 審査の概要（意見書 1頁）

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算、同付属書類及びその他の証拠書類等と照合し、確認を行いました。

## 第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、健全化判断比率については、実質赤字額は生じておらず、算定

された比率も早期健全化基準を下回っていると同時に、資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足は生じていないと認められたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度三重県歳入歳出決算審査意見書並びに令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。